

## 令和6年度 長岡技術科学大学入学者選抜（一般選抜）出願資格審査について

本学の令和6年度入学者選抜試験（一般選抜）に際して「高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者」に該当する方については、学校教育法施行規則第150条第7号の定めるところにより、事前に本学の出願資格認定を受け、大学入学資格の有無を確認する必要があります。

この審査により出願資格を有すると認められた場合に限り、本学の入学者選抜試験（一般選抜）に出願することができます。

## 1. 申請期限及び申請書類の送付先等

## 1.1 申請期限 令和5年9月6日（水）《必着》

ただし、大学入学共通テスト（令和6年1月13日、14日）受験後に志望を変えて本学へ出願を希望する者は、令和6年1月15日から1月16日までです。《必着》

## 1.2 申請先 〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1

長岡技術科学大学 入試課 入学試験第1係（電話 0258-47-9271、9273）

郵送の場合は、封筒表に「長岡技術科学大学入学者選抜出願資格認定書交付申請」と朱書し、書留郵便で送付してください。

## 2. 出願資格審査の方法

出願資格審査は、申請書類により行います。

## 3. 申請手続

次の3.1から3.3までのいずれかの項目に該当する者は、本学所定の「出願資格審査調書」及び各項目に定める書類を取りそろえ、令和6年3月31日現在において18歳に達していることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど生年月日が確認できるもののコピー）、返信用封筒を添えて申請してください。返信用封筒は長形3号を使用し、申請者の住所を明記の上、779円分の返信用切手を貼付してください。

## 3.1 申請者が、3年以上の教育施設での学習歴又は社会での実務経験等を有する者

## 3.1.1 3年以上の教育施設での学習歴は、組織的な教育により相当の時間以上の授業によるもの

- ・当該教育施設の教育課程（カリキュラム、教育内容、教育時間数等）が確認できる書類
- ・卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ・最終学歴の履修歴を証明する書類（成績証明書でも可）

## 3.1.2 実務経験等については本学の教育目的、教育課程に照らし相応しい内容のもの

- ・大学入学資格があると考えられる理由書
- ・最終学歴の卒業（修了）証明書
- ・実務経験の期間及び内容を証明するもの

## 3.2 申請者が、日本の大学で科目等履修生として在籍中または在籍した者

- ・最終学歴の卒業（修了）証明書
- ・科目等履修生の在学（在籍）証明書

- ・科目等履修生として在籍中または在籍した間の教育内容等が確認できるもの及び単位取得（又は取得見込み）証明書

3.3 その他、申請者が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- ・大学入学資格があると考えられる理由書
- ・最終学歴の卒業（修了）証明書
- ・学習歴を証明するもの

4. 審査基準

上記 3.1.1 に該当する者については、文部科学省が専修学校の高等課程に対し大学入学資格を指定する際の要件をおおむね準用します。

これ以外の者については、専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位などの学習歴、あるいは、社会における実務経験や取得した資格がある場合には、それらを含め総合的に判断します。

5. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、速やかに申請者宛に郵送により通知します。

出願資格を認められた者については、「長岡技術科学大学入学者選抜（一般選抜）出願資格認定書」を送付します。

6. 長岡技術科学大学入学者選抜試験の出願について

「長岡技術科学大学入学者選抜（一般選抜）出願資格認定書」の交付を受けた者は、本学における当該年度の入学者選抜試験（一般選抜）に出願することができます。

出願の際は、必ず「長岡技術科学大学入学者選抜（一般選抜）出願資格認定書」のコピーを添付してください。

7. その他

7.1 本学に提出した書類は一切返還しません。

7.2 出願資格審査の時点において学習歴が修了（又は習得）見込み等である者が、認定を受け本学の一般選抜に合格し本学に入学する場合には、改めて必要な書類の提出を求めません。

7.3 本学に提出した書類に虚偽の申請が判明した場合は、出願資格を取り消し、その後の一切の申し立てを認めません。

以上